

弘前地域循環型社会形成推進地域計画

弘前市

平川市

大鰐町

藤崎町

板柳町

西目屋村

弘前地区環境整備事務組合

平成 23 年 12 月 7 日 策定

平成 25 年 3 月 29 日 変更

平成 26 年 3 月 26 日 変更報告

平成 26 年 7 月 15 日 変更報告

平成 27 年 2 月 16 日 変更報告

平成 27 年 12 月 17 日 変更報告

平成 28 年 7 月 28 日 変更

平成 28 年 12 月 27 日 変更報告

目 次

1. 地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項 ······	1
2. 循環型社会形成推進のための現状と目標 ······	3
3. 施策の内容 ······	5
4. 計画のフォローアップと事後評価 ······	10
 添付資料 ······	11
様式 1~3 ······	17
参考資料様式 1, 3, 6 ······	22

1. 地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項

(1) 対象地域

◇ 構成市町村名： 弘前市、平川市(旧平賀町地区、旧碇ヶ関村地区)、大鷗町、
藤崎町(旧藤崎町地区)、板柳町、西目屋村
(弘前地区環境整備事務組合)

◇ 面 積： 1,324.34k m²

◇ 人 口： 247,149 人

内 訳

市町村	弘前市	平川市	大鷗町	藤崎町	板柳町	西目屋村
面積(k m ²)	524.12	326.94	163.41	22.01	41.81	246.05
人口(人)	184,429	24,206	11,625	9,810	15,498	1,581

※1 人口については、平成 22 年 9 月末日現在の住民基本台帳人口及び外国人登録人口

※2 平川市及び藤崎町については、それぞれ合併前の旧平賀町地区、旧碇ヶ関村地区及び旧藤崎町の
人口及び面積

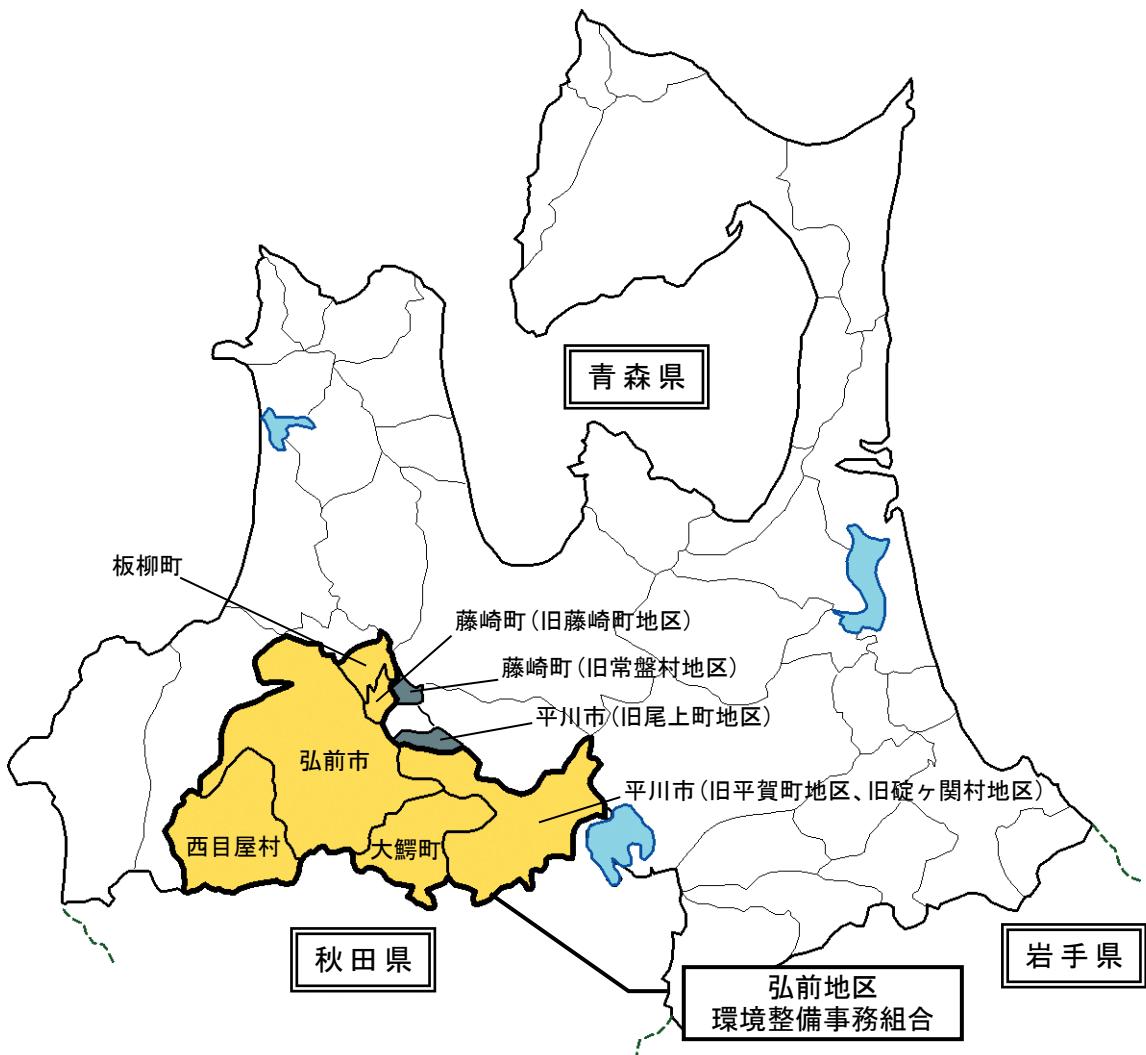


図 1-1 構成市町村の位置

(2) 計画期間

本計画は、平成 24 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの 6 年間を計画期間とし、目標年度を平成 30 年度とする。なお、目標の達成状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要な場合には計画を見直すものとする。

(3) 基本的な方向

本地域は、青森県の西南部に位置し、東に奥羽山脈の八甲田連峰を望み、西に津軽富士と呼ばれる靈峰岩木山を有し、南には、世界遺産に登録されている白神山地が連なる津軽平野を中心とした豊かな自然環境に恵まれた地域である。

弘前地区環境整備事務組合（以下、「組合」という。）では、組合を構成する弘前市、平川市（旧平賀町地区、旧碇ヶ関村地区）、大鰐町、藤崎町（旧藤崎町地区）、板柳町、西目屋村の 2 市 3 町 1 村（以下、「各市町村」という。）のごみの中間処理を行っており、ごみの収集運搬及び最終処分については、各市町村が主体となっている。

本地域のごみの排出量は、人口の減少や長期化する景気の停滞等を反映してここ数年、減少傾向にある。資源化率は、青森県の設定した目標を達成するため、家庭系、事業系共に資源化可能な古紙類の再生利用を推進等、リサイクル体制の再構築を図る。

また、平成 25 年 4 月から使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律が施行されたことを踏まえ、小型家電製品のリサイクルを推進するために、収集・運搬体制の見直し、リサイクルルートの確保を図る。

組合では、資源化率の向上を目指し、小型家電製品の保管及び資源物回収量の変動に伴う処理量、流通量の調整を円滑に行うために、新ストックヤードを整備する。

また、弘前市では、最終処分場の残余容量が逼迫し、現在埋立物の受入を停止し、組合の焼却施設から排出される焼却灰等を民間の最終処分場へ委託して処分していることから、新たな最終処分場の早期整備を目指すとともに、引き続き地域内の各市町村では、循環型社会の形成に向けて、ライフスタイル・ビジネススタイルを見直すこと等により、ごみの発生抑制及び再生利用の推進を図る。

(4) 広域化の検討状況

青森県では、平成 10 年 4 月に「ごみ処理広域化計画」を策定しており、この中で青森県内を 6 つの広域ブロックに分けている。組合は、この区分のうち「中弘南黒ブロック」に属しており、他に黒石市を中心とした黒石地区清掃施設組合もこのブロックに属している。しかしながら、黒石地区清掃施設組合が、既に独自に「黒石地域循環型社会形成推進地域計画」の中で平成 28 年度を目標年度と設定し、平成 23 年度から焼却施設の基幹的設備改良事業を実施予定であること等から、ごみ処理については、組合と黒石地区清掃施設組合で当分の間、引き続き現行のままで行うこととし、今回の計画は、組合と本地域内の各市町村が行うものとする。

一方、将来的には、弘前地区、黒石地区のごみ処理施設の機能を包含する広域的な統合施設として整備していくことについても検討していく必要がある。

2. 循環型社会形成推進のための現状と目標

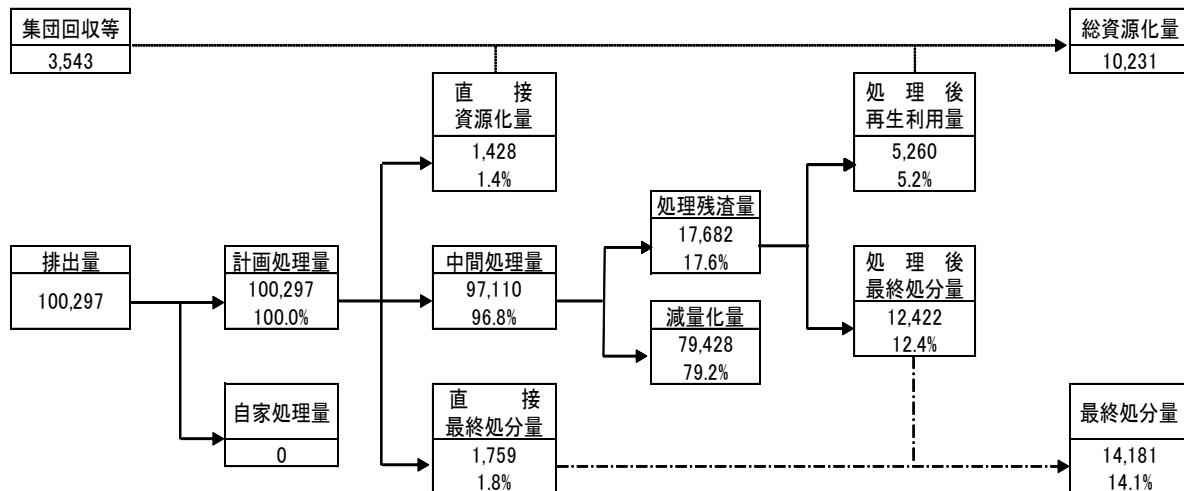
(1) 一般廃棄物等の処理の現状

平成 22 年度の一般廃棄物の排出、処理状況は、図 2-1 のとおりである。

総排出量は、「集団回収量」も含めて、103,840 トンであり、再利用される「総資源化量」は、10,231 トン、リサイクル率($= (直接資源化量 + 中間処理後の再生利用量 + 集団回収量) / (ごみの総処理量 + 集団回収量)$)は、9.9 %である。

中間処理による「減量化量」は 79,428 トンであり、「集団回収量」を除いた「排出量」のおおむね 79.2 %が減量化されている。「集団回収量」を除いた「排出量」の約 14.1% にあたる 14,181 トンが埋め立てられている。

なお、「中間処理量」のうち焼却量は、91,172 トンである。組合の各焼却施設では、排熱を利用した発電や温水プールへの熱供給を行っている。



※ 直接最終処分量：構成市町村で行なっている河川清掃、町内清掃、クリーン作戦等で回収した側溝泥土、不燃物

図 2-1 排出、処理状況（平成 22 年度）（単位：t／年）

(2) 一般廃棄物等の処理の目標

本計画の計画期間中においては、廃棄物の減量化を含め循環型社会の実現を目指して、減量化、再生利用に関する目標量を表 2-1 に示すとおり定め、それぞれの施策に取組んでいくものとする。

表 2-1 減量化・再生利用に関する現状と目標

			実績	目標		
			平成22年度	平成30年度		
排出量	事業系	排出量 (トン)	36,673	25,024 ※5 (-31.8%)		
		1事業所当たりの排出量 (トン／事業所) ※1	3.0	1.7 ※5 (-43.3%)		
	家庭系	排出量 (トン)	63,624	48,308 ※5 (-24.1%)		
		1人当たりの排出量 (kg／人) ※2	238	179 ※5 (-24.8%)		
合計			事業系家庭系排出量合計 (トン)	100,297		
再 生 利 用 量			熱回収量 (年間の発電電力量 MWh) ※3	19,164		
再 生 利 用 量	直接資源化量 (トン) ※4		1,428 (1.4%)	8,750 (11.9%)		
	総資源化量 (トン) ※6		10,231 (9.9%)	18,451 (23.6%)		
	中間処理による減量化量		減量化量 (中間処理前後の差 トン) ※7	79,428 (79.2%)		
最終処分量			埋立最終処分量 (トン) ※8	14,181 (14.1%)		
				9,764 (13.3%)		

※1 (1 事業所当たりの排出量) = { (事業ごみの総排出量) - (事業ごみの資源回収量) } / (事業所数)

・事業所数は青森県事業所統計 H18 より、弘前市 8,848 箇所、平川市 1,313 箇所、大鰐町 466 箇所、藤崎町 581 箇所、板柳町 704 箇所、西目屋村 82 箇所、合計 11,994 箇所とする。予測値もこの数値とする。

※2 (1 人当たりの排出量) = { (家庭ごみの総排出量) - (家庭ごみからの資源回収量) } / (人口)

※3 予測値は、弘前地区環境整備センターでのごみ焼却対象量 1 tあたりの発電量を 0.32MWh/t (H18～H22 の平均値) とし、これに H29 の焼却対象量 38,123 t を乗じて求めた。

※4 総資源化量の割合は、集団回収量を含めた排出量に対するものである。

※5 平成 30 年度の排出量の各割合 (事業系、家庭系、合計) は、平成 22 年度の各排出量に対するものである。

※6 直接資源化量の割合は、各年度の事業系家庭系排出量合計に対するものである。

※7 中間処理による減量化量の割合は、各年度の事業系家庭系排出量合計に対するものである。

※8 埋立最終処分量の割合は、各年度の事業系家庭系排出量合計に対するものである。

《指標の定義》

排出量：事業系ごみ、生活系ごみを問わず、出されたごみの量（集団回収されたごみを除く）[単位:t]

再生利用量：集団回収量、直接資源化量、中間処理後の再生利用量の和[単位:t]

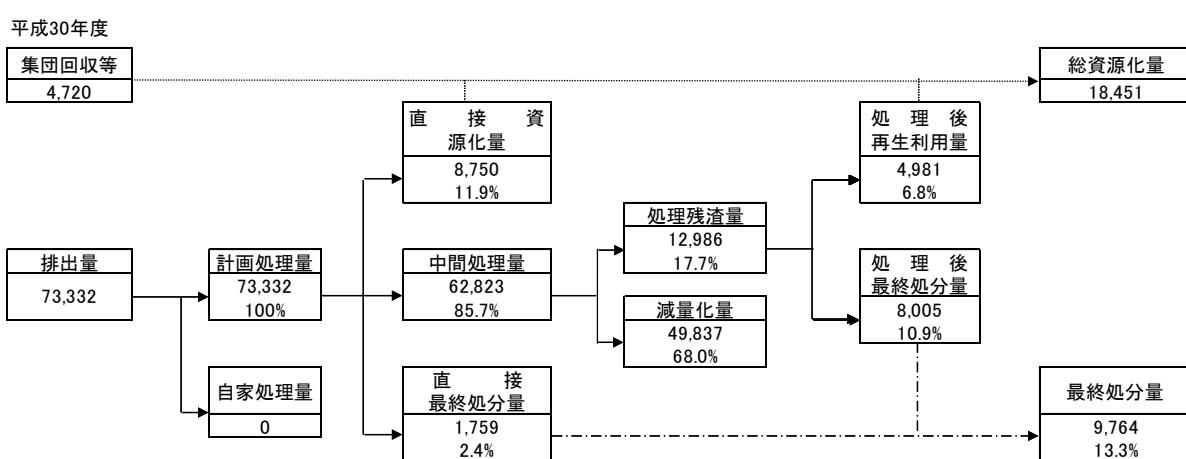
資源化率：総資源化量 ÷ (排出量 + 集団回収量等) × 100

熱回収量：熱回収施設において発電された年間の発電電力量[単位:MWh]

減量化量：中間処理量と処理後の残渣量の差[単位:t]

最終処分量：埋立処分された量[単位:t]

人口：H22 は 247,149 人（実績）、H30 は 228,175 人（推計）とする。



※ 直接最終処分量：構成市町村で行なっている河川清掃、町内清掃、クリーン作戦等で回収した側溝泥土、不燃物

図 2-2 目標達成時の一般廃棄物の処理状況フロー（平成 30 年度）（単位：t／年）

3. 施策の内容

(1) 発生抑制・再使用・再生利用の推進

ア. ごみ排出量の減量化

買い物袋の持参や詰め替え商品の利用などで、住民一人ひとりがごみの減量化を心がけることにより、1人1日当たりのごみ排出量を減量する。住民はごみになりやすい商品の購入を控え、事業者はごみの排出量が少なくなる製造・販売に努めるなど、ごみを出さないライフスタイル・ビジネススタイルを推進する。

特に生ごみの場合、家庭系では、食品の買いすぎや作りすぎをしないことはもちろん、食べ残しや廃棄食品が出た場合は、ダンボールコンポストやコンポスト容器を活用するよう普及を支援する。また、事業系では、業務用生ごみ処理機の導入や生ごみリサイクル事業者との提携など、生ごみの減量化を推進する。

イ. 再使用の推進

不用になったものでも有効に活用し、繰り返し使えるように、フリーマーケットやリサイクルショップの活用を推進する。

ウ. リサイクル率の引き上げ

住民や事業者による資源ごみの分別徹底や、施設での資源の回収により、ごみを資源としてリサイクルする。家庭系では、新聞・雑誌・雑がみ類の行政回収を拡充させる。また、事業系では、できる限りペーパーレス化を進め、コピー用紙はできる限り裏面も利用し、新聞、雑がみ類についてはリサイクルするように努め、機密文書や個人情報が記載されているものについてもできる限りリサイクルするようオフィス町内会に誘導するなど、特に紙ごみの3Rの徹底を推進する。

限りある資源を有効に活用することにより、ごみ処理に伴う環境負荷を減らすとともに最終処分量の減量化にも努める。

エ. ごみ有料化の検討

ごみ有料化は、ごみ排出量の削減効果が高く、処理経費の負担の公平化、住民の排出モラル向上、資源化率向上、財源の補てん等を目的として採用する自治体が増加している。現在、平川市や大鰐町、板柳町でごみ有料化が実施されているが、今後のごみ排出量の推移を考慮しながら未実施の市町村においても、ごみ有料化の実施を検討していく。

オ. 環境教育、普及啓発

ごみの減量化に関する社会意識を育むため、学校や地域社会の場において副読本の活用やごみ処理施設やリサイクルプラザの見学などを通じた環境教育に積極的に取り組む。

特に、小・中学校に対しては、子ども達だけでなく親と教師を含めて、身近なごみ問題に対する意識啓発を図っていく。

カ. マイバッグ運動・レジ袋対策

ごみの減量に努める契機とするため、青森県では、関係団体と協議しスーパー・デパートのレジ袋の無料配布を取り止めて、マイバッグ運動（買物袋の持参運動）を行っており、今後とも広報活動などを通じて推進していく。

キ. 使用済み小型家電製品の回収

小型家電製品の回収を拡充するため、公共施設内へ回収ボックスを設置し金属類などの資源物回収を積極的に行う。

また、弘前地区環境整備センターでは不燃ごみの手選別ラインにおいて、ピックアップ方式による小型家電製品の回収を行う。

(2) 処理体制

ア. 家庭系ごみの処理体制の現状と今後

分別区分と処理方法は表 3-1 に示すとおりである。

各市町村は、資源化の向上に大きく寄与するため、引き続き集団回収、拠点回収の普及啓発を推進する。平川市及び大鰐町は、以前より紙類の行政回収を行っていたが、平成 24 年度から弘前市も、家庭系の新聞、雑がみ類の行政回収を開始している。また、平成 25 年度からは、小型家電製品のリサイクルを推進するために、本地域内の各市町村 20 か所程度で小型家電製品のボックス回収を行うこととしている。

一方、組合は、既存リサイクル施設の手選別ラインにおいて小型家電製品をピックアップできるよう体制の整備を行い、回収した小型家電製品を一時保管するために、旧ごみ焼却施設解体撤去後の跡地にストックヤードを整備する。

また、既存リサイクル施設においては、大型ごみ、ペットボトルのストックスペースがないため、プラットホーム上の作業場を流用しており、ごみ処理の作業性、効率性に支障が生じている。また、既存リサイクル施設でストックしきれないものを旧ごみ焼却施設のプラットホームで保管しており、解体に伴い新たに保管場所が必要となることから、今後整備するストックヤードにおいては、大型ごみ、ペットボトル等も保管できるようにし、リサイクルを推進する。

一方、弘前市では、最終処分場の残余容量が逼迫し、現在埋立物の受入を停止し、組合の焼却施設から排出される焼却灰等を民間の最終処分場へ委託して処分していることから、新たな最終処分場の整備を目指すとともにごみの発生抑制及び再生利用の推進を図る。

表 3-1 本地域の家庭ごみの分別区分と処理方法の現状と今後

現状（平成22年度）																							
弘前市				平川市				大鰐町				藤崎町				板柳町				西目屋村			
分別区分	処理方法	処理施設等	処理実績t	分別区分	処理方法	処理施設等	処理実績t	分別区分	処理方法	処理施設等	処理実績t	分別区分	処理方法	処理施設等	処理実績t	分別区分	処理方法	処理施設等	処理実績t	分別区分	処理方法	処理施設等	処理実績t
可燃ごみ	焼却	弘前地区環境整備事務組合	42,467	可燃ごみ	焼却	弘前地区環境整備事務組合	3,737	可燃ごみ	焼却	弘前地区環境整備事務組合	1,979	可燃ごみ	焼却	弘前地区環境整備事務組合	2,438	可燃ごみ	焼却	弘前地区環境整備事務組合	2,884	可燃ごみ	焼却	弘前地区環境整備事務組合	369
不燃ごみ	破碎・選別		2,020	不燃ごみ	破碎・選別		486	不燃ごみ	破碎・選別		97	不燃ごみ	破碎・選別		255	不燃ごみ	破碎・選別		184	不燃ごみ	破碎・選別		36
大型ごみ	破碎・選別		1,549	大型ごみ	破碎・選別		133	大型ごみ	破碎・選別		80	大型ごみ	破碎・選別		106	大型ごみ	破碎・選別		0	大型ごみ	破碎・選別		9
ビン	選別		1,428	ビン	選別		132	ビン	選別		73	ビン	選別		49	ビン	選別		108	ビン	選別		6
カン	選別・圧縮		607	カン	選別・圧縮		63	カン	選別・圧縮		37	カン	選別・圧縮		36	カン	選別・圧縮		86	カン	選別・圧縮		6
ペットボトル	圧縮梱包	弘前地区環境整備事務組合	481	ペットボトル	圧縮梱包	弘前地区環境整備事務組合	41	ペットボトル	圧縮梱包	弘前地区環境整備事務組合	18	ペットボトル	圧縮梱包	弘前地区環境整備事務組合	20	ペットボトル	圧縮梱包	弘前地区環境整備事務組合	37	ペットボトル	圧縮梱包	弘前地区環境整備事務組合	2
紙類(紙パック、ダンボール、その他の紙)	圧縮梱包		960	紙類(紙パック、ダンボール、その他の紙)	圧縮梱包		51	紙類(紙パック、ダンボール、その他の紙)	圧縮梱包		53	紙類(紙パック、ダンボール、その他の紙)	圧縮梱包		54	紙類(紙パック、ダンボール、その他の紙)	圧縮梱包		8	紙類(紙パック、ダンボール、その他の紙)	圧縮梱包		8
				紙類(新聞、雑誌類)	圧縮梱包		123	紙類(新聞、雑誌類)	圧縮梱包		139												
				その他プラスチック	圧縮梱包		91					その他プラスチック	圧縮梱包		78								



イ. 事業系一般廃棄物の処理体制の現状と今後

事業系一般廃棄物の分別方法は、家庭ごみに準じたものとし、その受入、処分を行う。

事業系ごみは事業者自らによる持ち込みと許可業者による持ち込みがあり、今後も継続させることとする。また、各市町村は、多量排出事業者に対しては減量化計画の作成指導に取り組む。

ウ. 今後の処理体制の要点

今後の処理体制に係る要点は、次のとおりである。

- 組合の焼却施設や資源化施設でのごみ処理は、引き続きこれまでどおり行う。
- 組合の旧ごみ焼却施設の解体跡地にストックヤードを設け、小型家電製品、大型ごみ、ペットボトル等を一時保管し、処理の効率性の向上とリサイクルの推進を図る。
- 弘前市では、新たに最終処分場を整備し、現在民間に処理委託している焼却灰等を埋立処分する。

(3) 処理施設の整備

ア. 廃棄物処理施設

上記(2)の分別区分および処理体制で処理を行うため、表 3-2 のとおり必要な処理施設の整備を行う。

表 3-2 整備する処理施設

事業番号	整備施設種類	事業名	処理能力	設置予定地	事業期間
1	マテリアルリサイクル推進施設	弘前地区環境整備事務組合 ストックヤード整備事業 (旧焼却施設解体工事含む)	390 m ²	青森県弘前市 大字町田字筒井 6-2	H25～H26
2	最終処分場	弘前市埋立処分場第 2 次第 2 区画整備事業	224,000 m ³	青森県弘前市 大字十腰内字猿沢 2397	H26～H29

(整備理由)

事業番号 1 : 小型家電製品等をリサイクルするための一次貯留

事業番号 2 : 焼却灰等の最終処分のため

(4) 施設整備に関する計画支援事業

(3) の施設整備に先立ち、表 3-4 のとおり計画支援事業を行う。

表 3-4 実施する計画支援事業

事業番号	事業名	事業内容	事業期間
31	弘前地区環境整備事務組合旧中央清掃工場解体撤去工事設計・ダイオキシン類調査業務	解体撤去工事の設計・ダイオキシン類調査	H24
32	弘前地区環境整備事務組合ストックヤード整備事業に係る基本設計・発注仕様書作成業務	ストックヤード基本設計・発注仕様書	H24
33	弘前市埋立処分場第2次第2区画整備事業に係る地形測量・地質調査事業	最終処分場地形測量・地質調査	H24
34	弘前市埋立処分場第2次第2区画整備事業に係る生活環境影響調査事業	最終処分場生活環境影響調査	H24～25
35	弘前市埋立処分場第2次第2区画整備事業に係る実施設計業務	最終処分場実施設計	H25

(5) その他の施策

その他、地域の循環型社会を形成する上で、次の施策を実施する。

ア. 広報等による啓発

各市町村広報やホームページ等を通じて、住民・事業者に対してごみ減量化・リサイクル推進に関する情報を積極的に発信し、「もったいない」精神が全地域に定着するよう努める。

イ. 住民・事業者との協働

本計画の推進のために、住民・事業者・行政がそれぞれの役割分担のもと協働して、目標の達成に向けて努力していく体制の構築に努める。

ウ. 災害廃棄物処理

災害発生時は、各市町村と組合が連携し、各市町村が各自作成している「地域防災計画」により、災害廃棄物対策及び廃棄物処理を円滑に推進する。

エ. 不適正処理、不法投棄対策

ごみの不適正処理、不法投棄を防止するために、広報やチラシ、看板などにより犯罪であることを知らしめ予防に努めると共に、関係機関と連携してパトロールを実施する等監視体制の強化に努める。

4. 計画のフォローアップと事後評価

(1) 計画のフォローアップ

各市町村では、毎年、計画の進捗状況を把握しその結果を公表するとともに、必要に応じて青森県及び東北地方環境事務所と意見交換をしつつ、計画の進捗状況を勘案し、計画の見直しを行う。

(2) 事後評価および計画の見直し

計画最終年度終了後、速やかに事後評価を実施し、結果を公表するとともに、次期計画策定に反映させるものとする。

なお、計画の進捗状況や社会的情勢の変化を踏まえ、必要に応じ計画を見直しするものとする。

添付資料1 計画地内の施設状況（現況、予定）

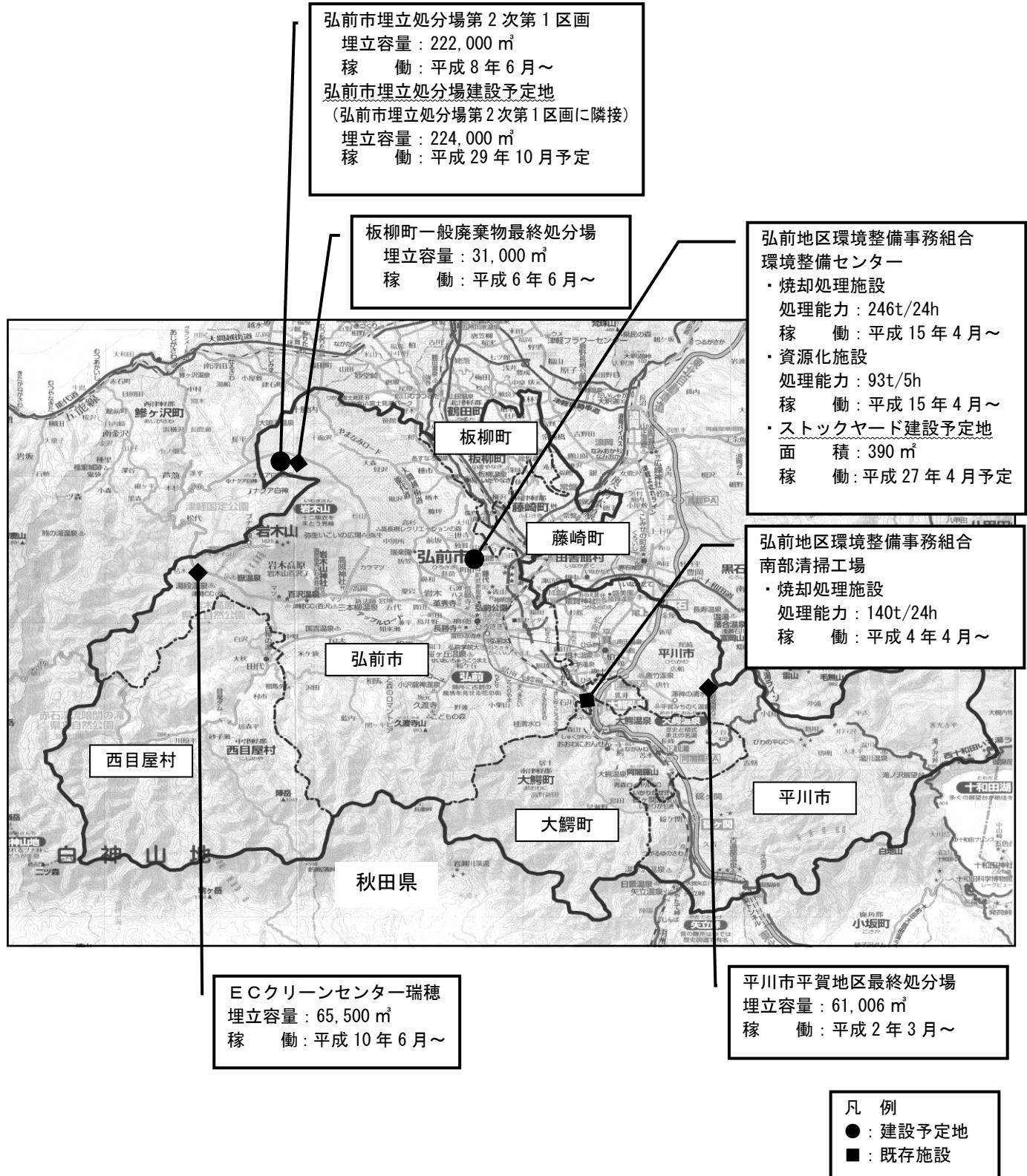
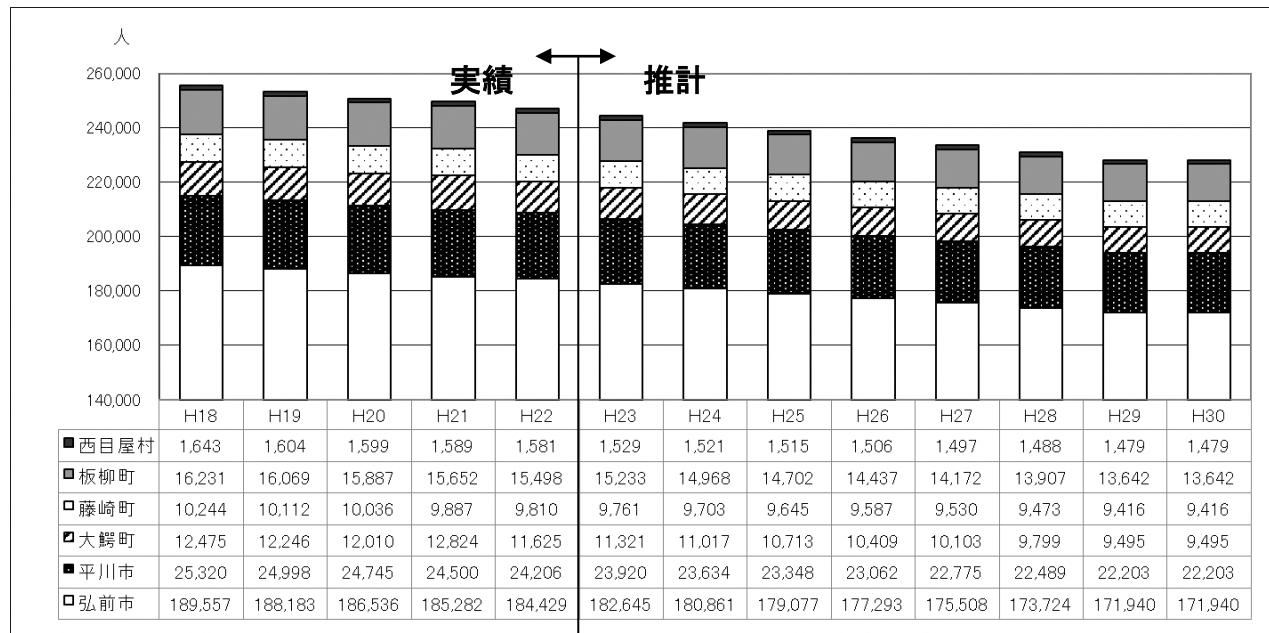


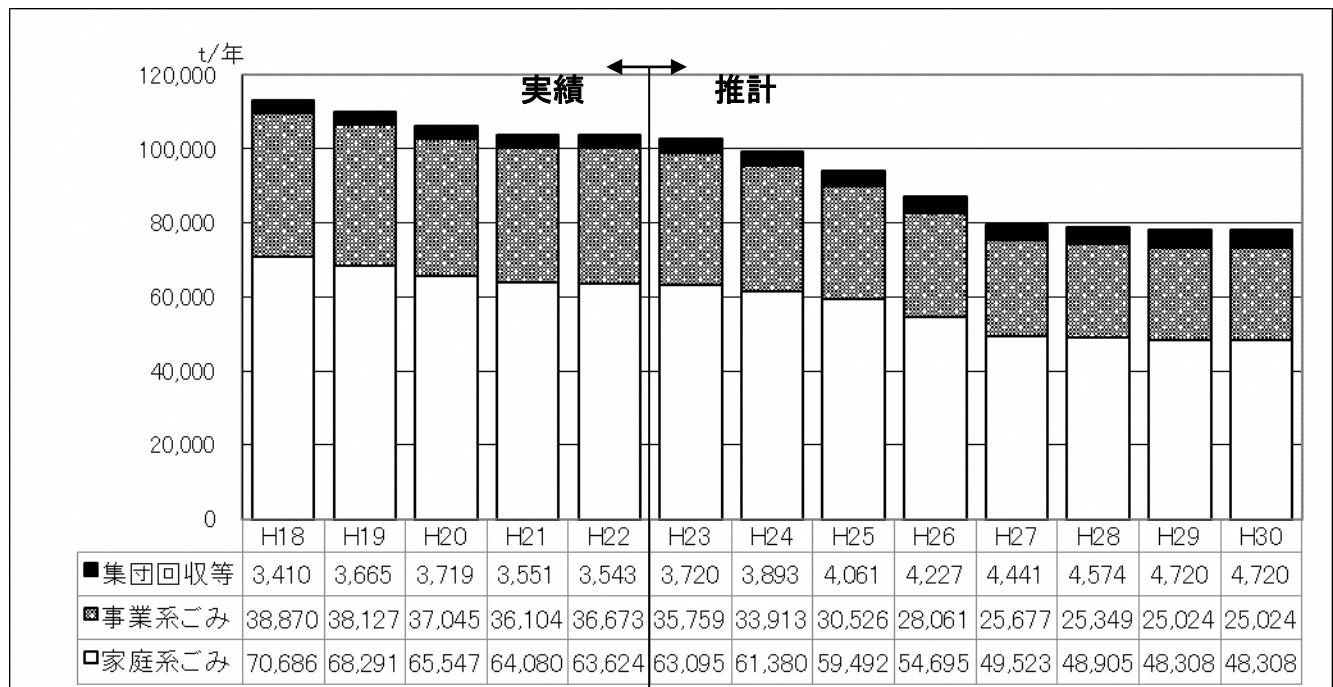
図-1 施設配置図

添付資料2 目標の設定に関するグラフ等

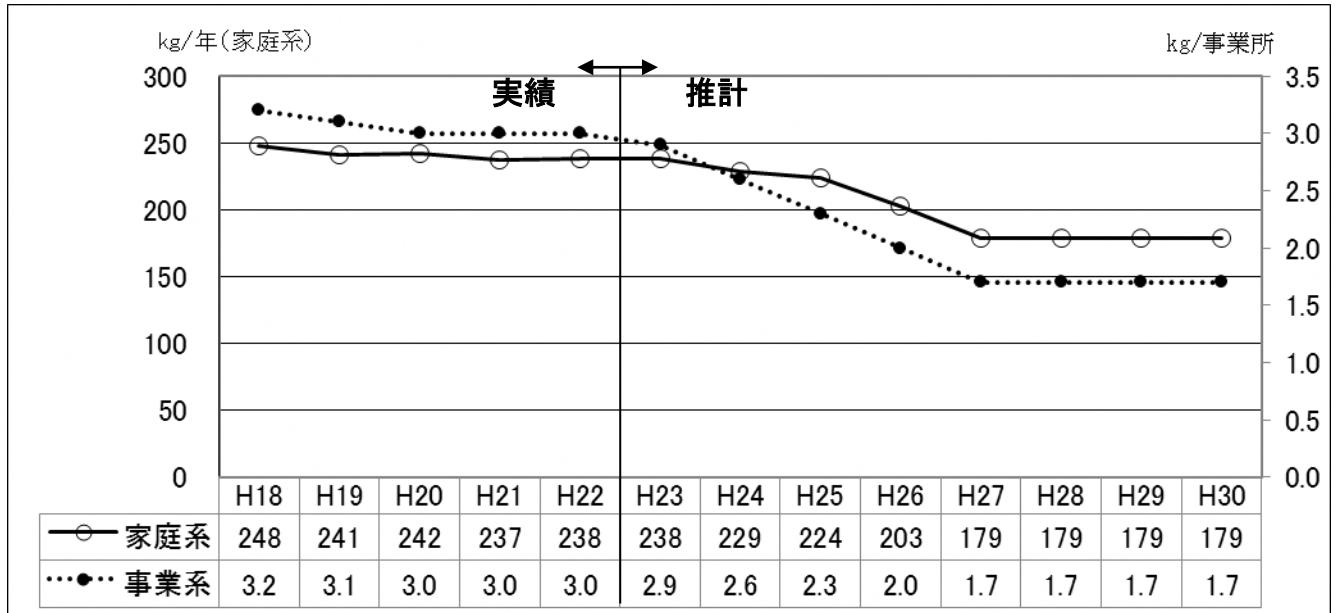


備考：平成 22 年 9 月 30 日現在の住民基本台帳人口 外国人登録人口含む

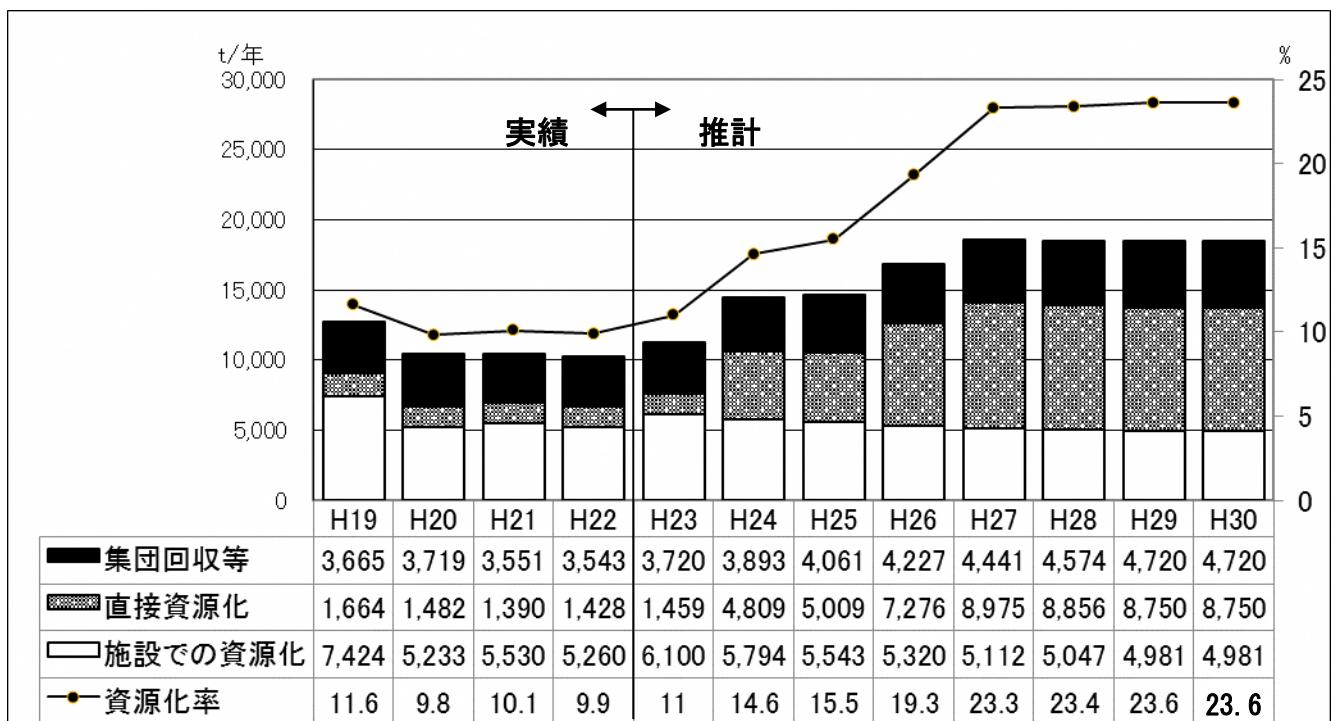
図－2 対象地域の人口推移



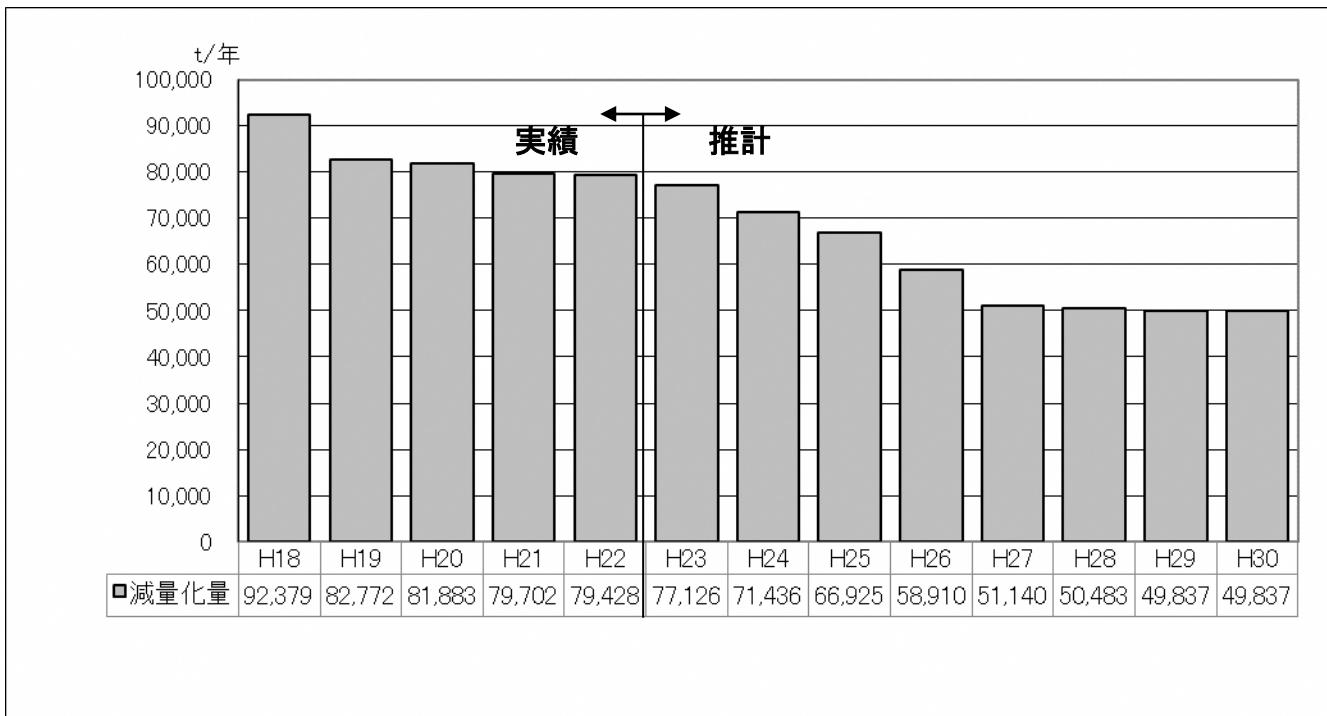
図－3 家庭系ごみ、事業系ごみ等の推移



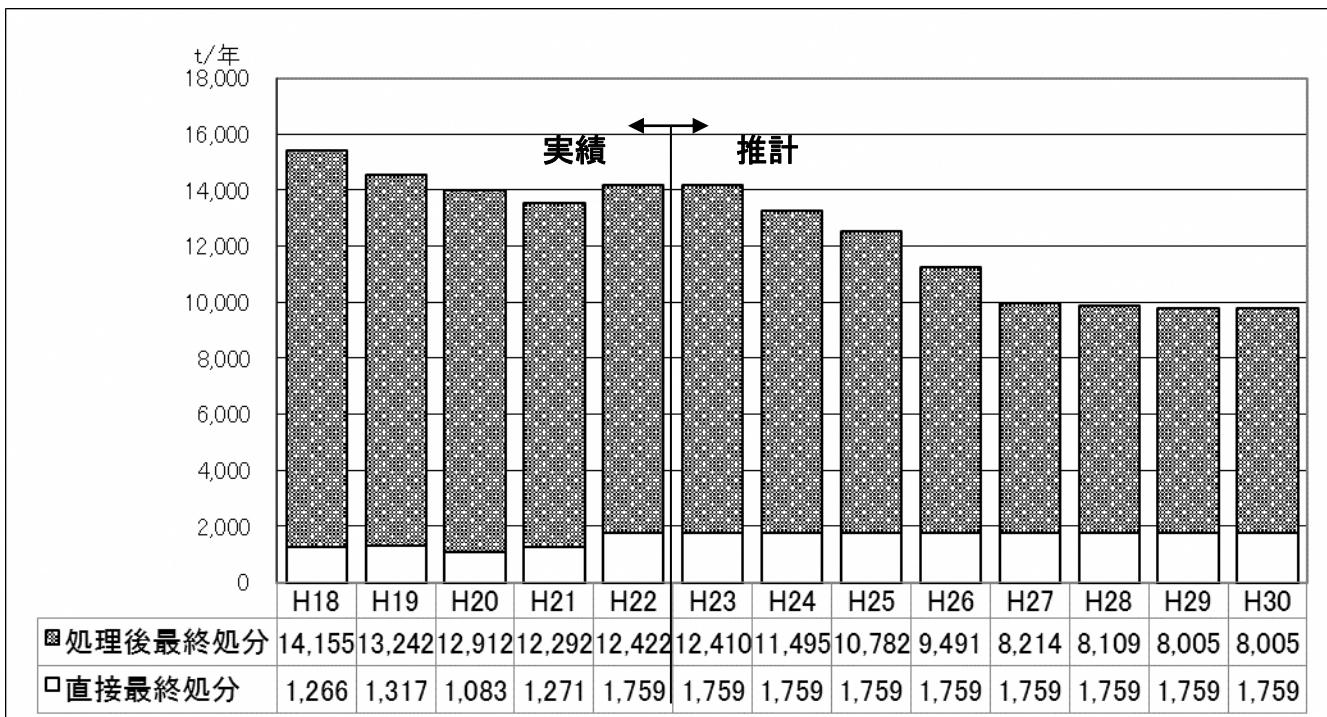
図－4 家庭系ごみ、事業系ごみ原単位の推移



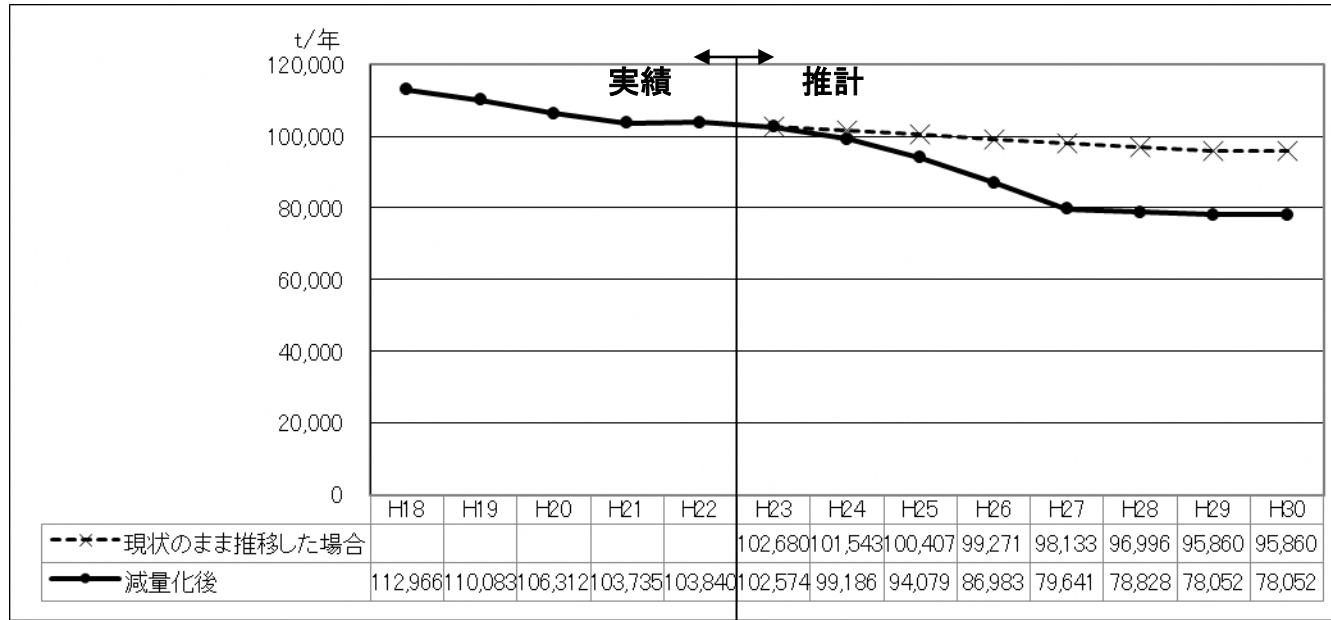
図－5 総資源化量と資源化率の推移



図－6 減量化量の推移



図－7 最終処分量の推移



図－8 現状のままごみ量が推移した場合と減量化後の推移

添付資料3 分別区分説明資料

		現状 (H22年)						
		弘前地区環境整備事務組合						
		弘前市、平川市、大鰐町、藤崎町、板柳町、西目屋村						
区分	品目	弘前市	平川市	大鰐町	藤崎町	板柳町	西目屋村	
可燃ごみ	生ごみ類(残飯、貝殻、卵殻など)	○	○	○	○	○	○	
	紙類(紙おむつ、ラップの芯など)	○	○	○	○	○	○	
	布類(下着類、背広、タオル、靴下など)	○	○	○	○	○	○	
	皮製品類(かばん、バッグ、ベルトなど)	○	○	○	○	○	○	
	靴類(皮・布靴、長靴、ゴム靴、サンダル、ぞうり、下駄など)	○	○	○	○	○	○	
	プラスチック類(食品トレー、カップ、麺容器、浮き輪など)	○	○	○	○	○	○	
	木類(木くず、枝など)	○	○	○	○	○	○	
	その他(発泡スチロール容器類など)	○	○	○	○	○	○	
不燃ごみ	ガラス類(板ガラス、化粧品のびん、蛍光管、ガラス製の食器や鍋、電球など)	○	○	○	○	○	○	
	金属類(金属製の食器や鍋、レンジハーネル、カミソリの刃、食用油缶、一斗缶など)	○	○	○	○	○	○	
	小型家電製品(ラジカセ、掃除機、ファンヒーター、ポット、電子レンジ、炊飯器など)	○	○	○	○	○	○	
	その他(せと物類、ハンガー、フライパンなど)	○	○	○	○	○	○	
	家具類(タンス、机、イス、鏡台、応接セット、本棚など)	○	○	○	○	○	○	
大型ごみ	家具類(タンス、机、イス、鏡台、応接セット、本棚など)	○	○	○	○	○	○	
	その他(ストーブ、ガスレンジ、スキーボード、サーフボード、自転車など)	○	○	○	○	○	○	
容器包装ごみ	缶類 飲料用缶、ビール缶、缶詰、ミルク缶、のり缶など	○	○	○	○	○	○	
	びん類 ワンウェイびんなど	○	○	○	○	○	○	
	段ボール ビール、家電製品などの梱包用段ボールなど	○	○	○	○	○	○	
	ペットボトル 飲料用、酒類用、しょうゆ容器など	○	○	○	○	○	○	
	その他 のプラスチック スーパー等のナイロン袋、たまごパック、プラスチック製のかップ容器		○		○			
	紙パック 牛乳等の紙パックなど	○	○	○	○	○	○	
	その他 の紙 包装紙、紙箱、その他防水加工していない紙など	○	○	○	○	○	○	
その他の資源	新聞(新聞紙・ちらし)		○	○				
	雑がみ類(雑誌、書籍、ノート、ハガキなど)		○	○				

目標 (H30年)								
弘前地区環境整備事務組合								
弘前市、平川市、大鰐町、藤崎町、板柳町、西目屋村								
区分	品目						弘前市	平川市
	弘前市	平川市	大鰐町	藤崎町	板柳町	西目屋村	弘前市	平川市
可燃ごみ	生ごみ類(残飯、貝殻、卵殻など)						○	○
	紙類(紙おむつ、感熱紙など)						○	○
	布類(下着類、背広、タオル、靴下など)						○	○
	皮製品類(かばん、バッグ、ベルトなど)						○	○
	靴類(皮・布靴、長靴、ゴム靴、サンダル、ぞうり、下駄など)						○	○
	プラスチック類(食品トレー、カップ、麺容器、浮き輪など)						○	○
	木類(木くず、枝など)						○	○
	その他(発泡スチロール容器類など)						○	○
不燃ごみ	ガラス類(板ガラス、化粧品のびん、蛍光管、ガラス製の食器や鍋、電球など)						○	○
	金属類(金属製の食器や鍋、レンジハーネル、カミソリの刃、食用油缶、一斗缶など)						○	○
	小型家電製品(ラジカセ、掃除機、ファンヒーター、ポット、電子レンジ、炊飯器など)						○	○
	その他(せと物類、フライパンなど)						○	○
	家具類(タンス、机、イス、鏡台、応接セット、本棚など)						○	○
大型ごみ	その他(ストーブ、ガスレンジ、スキーボード、サーフボード、自転車など)						○	○
	缶類 飲料用缶、ビール缶、缶詰、ミルク缶、のり缶など						○	○
容器包装ごみ	びん類 ワンウェイびんなど						○	○
	段ボール ビール、家電製品などの梱包用段ボールなど						○	○
	ペットボトル 飲料用、酒類用、しょうゆ容器など						○	○
	その他 のプラスチック スーパー等のナイロン袋、たまごパック、プラスチック製のかップ容器						○	○
	紙パック 牛乳等の紙パックなど						○	○
	その他 の紙 包装紙、紙箱、紙袋など						○	○
	その他の資源 新聞(新聞紙・ちらし)						○	○
雑がみ類(雑誌、書籍、ノート、ハガキなど)							○	○

循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表1（平成22年度）

1 地域の概要

(1) 地域名	弘前地域	(2) 地域内人口	247,149人 (平成22年9月末人口)	(3) 地域面積	1,324.34km ²
(4) 構成市町村等名	弘前市、平川市、大鷫町、藤崎町、板柳町、西目屋村	(5) 地域の要件	人口 面積 沖縄 畦島 奄美 豪雪 山村 半島 潟疎 その他		
(6) 構成市町村に一部事務組合等が含まれる場合、当該組合の状況		①組合を構成する市町村：弘前市、平川市、大鷫町、藤崎町、板柳町、西目屋村 ②設立（予定）年月日：昭和37年2月設立 ③設立されていない場合、今後の見通し：			

2 一般廃棄物の減量化、再生利用の現状と目標

		事業系 排出量	過去の状況・現状（排出量に対する割合）					目標
			平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	
排出量	事業系	排出量（トン）	38,870	38,127	37,045	36,104	36,673	25,024
	家庭系	1事業所当たりの排出量（トン／事業所）	3.2	3.1	3.0	3.0	3.0	1.7
	家庭系	排出量（トン）	70,686	68,291	65,547	64,080	63,624	48,308
	合計	1人当たりの排出量（kg／人）	248	241	242	237	238	179
再生利用量	事業系家庭系排出量合計（トン）	109,556	106,418	102,592	100,184	100,297	73,332	
	直接資源化量（トン）	1,749 (1.6%)	1,664 (1.6%)	1,482 (1.4%)	1,390 (1.4%)	1,428 (1.4%)	8,750 (11.9%)	
	総資源化量（トン）	5,165 (4.6%)	12,752 (11.6%)	10,434 (9.8%)	10,470 (10.1%)	10,231 (9.9%)	18,451 (23.6%)	
中間処理による減量化量	熱回収量（年間の発電電力量 MWh）	19,274	19,511	19,294	18,842	19,164	12,199	
	減量化量（中間処理前後の差 トン）	92,379 (84.3%)	82,772 (77.8%)	81,883 (79.8%)	79,702 (79.6%)	79,428 (79.2%)	49,837 (68.0%)	
最終処分量	埋立最終処分量（トン）	15,421 (14.1%)	14,559 (13.7%)	13,995 (13.6%)	13,563 (13.5%)	14,181 (14.1%)	9,764 (13.3%)	

※ 総資源化量の割合は、集団回収量を含めた排出量に対するものである。

3 一般廃棄物処理施設の現状と更新、廃止、新設の予定

施設種別	事業主体	現有施設の内容				更新、廃止、新設の内容					備 考
		現在	型式及び 処理方式	補助の有無	処理能力 (単位)	開始年月	更新、廃止 予定年月	更新、廃止、 新設理由	形式及び処理方式	施設竣工予定年月	
エネルギー回収 推進施設	弘前地区環境 整備事務組合	焼却 (ストーカ式)	有	246t/日 (123t/24h × 2炉)	H15年4月	継続使用					灰溶融設備について は財産処分承認 平成26年2月25日
		焼却 (ストーカ式)	有	140t/日 (70t/24h × 2炉)	H4年4月	継続使用					
		焼却 (連続燃焼式)	有	240t/日 (120 t × 2炉)	S53年4月 廃止H15年3月	—					財産処分承認 平成17年9月28日
マテリアル リサイクル施設	弘前地区環境 整備事務組合	圧縮・破碎 選別・梱包	有	93t/5h	H15年4月	継続使用					
						—	新設	ストックヤード	H27年3月	390m ²	
最終処分場	弘前市	最終処分場	有	65,500m ³	H10年6月	継続使用					
		最終処分場	有	222,000m ³	H8年6月	継続使用					
						—	増設	最終処分場	H29年9月	224,000m ³	
	平川市	最終処分場	有	61,006m ³	H2年3月	継続使用					
	板柳町	最終処分場	有	31,000m ³	H6年6月	継続使用					

循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表2(平成23年度)

事業種別	事業番号※1	事業主体名※2	規模	事業期間 交付期間		総事業費(千円)						交付対象事業費(千円)						備考		
				単位	開始	終了	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度		
○施設の整備に関する事業																				
マテリアルリサイクル推進施設	1	弘前地区環境整備事務組合	390	m ²	H25	H26	666,850		563,850	103,000			661,988		563,850	98,138				
最終処分場	2	弘前市	224,000	m ³	H26	H29	1,680,668			652,770	661,182	340,167	26,549	1,666,223		644,722	661,182	340,167	20,152	
○施設整備に関する計画支援に関する事業																				
弘前地区環境整備事務組合旧中央清掃工場解体撤去工事設計・ダイオキシン類調査業務	31	弘前地区環境整備事務組合			H24	H24	8,610	8,610					8,610	8,610					事業番号1に関する支援事業	
弘前地区環境整備事務組合ストックヤード整備事業に係る基本設計・着工仕様書作成業務	32	弘前地区環境整備事務組合			H24	H24	2,657	2,657					2,657	2,657					事業番号1に関する支援事業	
弘前市埋立処分場第2次第2区画整備事業に係る地形測量・地質調査事業	33	弘前市			H24	H24	11,700	11,700					11,700	11,700					事業番号2に関する支援事業	
弘前市埋立処分場第2次第2区画整備事業に係る生活環境影響評価事業	34	弘前市			H24	H25	56,900	28,450	28,450				56,900	28,450	28,450				事業番号2に関する支援事業	
弘前市埋立処分場第2次第2区画整備事業に係る実施設計業務	35	弘前市			H25	H25	15,900		15,900				15,900		15,900				事業番号2に関する支援事業	
合 計							2,443,285	51,417	608,200	755,770	661,182	340,167	26,549	2,423,978	51,417	608,200	742,860	661,182	340,167	20,152

※1 事業番号については、計画本文3(3)表4に示す事業番号及び様式3の施設整備に関する事業番号と一致させること。また、様式3に示す施策のうち関連するものがあれば、合わせて番号を記入すること。

※2 広域連合、一部事務組合等については、欄外に構成する市町村を注記すること。

※3 実施しない事業の欄は削除して構わない。

※4 同一施設の整備であっても、交付金を受ける事業主体ごとに記載する。

注：弘前地区環境整備事務組合（弘前市、平川市、大鰐町、藤崎町、板柳町、西目屋村）

様式3

地域の循環型社会形成推進のための施策一覧

施策種別	事業番号※1	施策の名称	施策の内容	実施主体	事業期間 交付期間		交付金 必要の 要否	事業計画						備考
					開始	終了		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	
発生抑制、 再使用の推進 に関するもの	11	ごみ排出量の減量化	住民一人ひとりがごみの減量化を心がけることにより、1人1日当たりのごみ排出量を減量	各市町村及び組合	H24	H29								事業実施
	12	再使用の推進	フリーマーケットやリサイクルショップの活用を推進する。	各市町村及び組合	H24	H29								事業実施
	13	リサイクル率の引き上げ	資源ごみの分別や施設での資源の回収により、ごみを資源としてリサイクル	各市町村及び組合	H24	H29								事業実施
	14	ごみ有料化の検討	ごみ排出量の推移を考慮しながらごみ有料化に関する検討を行う	各市町村	H24	H29								事業検討
	15	環境教育、普及啓発	副読本の活用やごみ処理施設やリサイクルプラザの見学などを通じた環境教育	各市町村	H24	H29								事業実施
	16	マイバッグ運動、レジ袋対策	レジ袋の削減に努める	各市町村	H24	H29								事業実施
処理体制の構築、変更に関するもの	21	収集品目の追加	新聞紙、雑誌類の分別収集	弘前市	H24	H29								事業実施
	22	使用済み小型家電製品の回収	小型家電製品のボックス回収、ピックアップ回収を行う	各市町村及び組合	H25	H29								事業実施
処理施設の整備に関するもの	1	マテリアルリサイクル推進施設	ストックヤードの整備	弘前地区環境整備事務組合	H25	H26	○				解体	工事		
	2	最終処分場整備	最終処分場の整備	弘前市	H26	H29	○							建設工事

施策種別	事業番号※1	施策の名称	施策の内容	実施主体	事業期間交付期間		交付金 必要の 要否	事業計画						備考
					開始	終了		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	
施設整備に 係る計画支 援に関する もの	31	1 の計画支援	解体撤去工事設計、 ダイオキシン類調 査	弘前 地区 環境 整備 事務 組合	H24	H24	○							
	32	1 の計画支援	ストックヤード基 本設計、発注仕様書		H24	H24	○							
	33	2 の計画支援	最終処分場地形測 量、地質調査		H24	H24	○							
	34	2 の計画支援	最終処分場生活環 境影響調査		H24	H25	○							
	35	2 の計画支援	最終処分場実施設 計		H25	H25	○							
その他	41	広報等による 啓発	構成市町村の広報 やホームページによ り、3Rを中心とした ごみの情報の発信	各市 町村	H24	H29	事業実施							
	42	住民、事業者との 協働	住民、事業者、行政 がそれぞれの役割 分担のもと協働し て、目標の達成に向 けて努力していく 体制の構築に努め る				事業実施							
	43	災害廃棄物処理	「地域防災計画」に よる災害廃棄物対 策及び廃棄物処理				事業実施							
	44	不適正処理、 不法投棄対策	広報やチラシ、看板 などによる不適正 処理、不法投棄対策				事業実施							

【参考資料様式1】

施設概要（リサイクル施設系）

都道府県名：青森県

(1) 事業主体名	弘前地区環境整備事務組合
(2) 施設名称	弘前地区環境整備事務組合ストックヤード
(3) 工期	平成 25 年度～平成 26 年度
(4) 施設規模	390 m ²
(5) 処理方式	—
(6) 地域計画内の役割	資源ごみ等の保管スペースの確保
(7) 廃焼却施設解体工事の有無	有

「廃棄物原材料化施設」を整備する場合

(8) 生成する原材料及びその再生計画	
---------------------	--

「ごみ固形燃料化施設」を整備する場合

(9) 固形燃料の利用計画	
---------------	--

「ストックヤード」を整備する場合

(10) ストック対象物	小型家電製品、大型ごみ、ペットボトル等
--------------	---------------------

「容器包装リサイクル推進施設」を整備する場合

(11) 容器包装リサイクル推進施設の内訳	
-----------------------	--

(12) 事業計画額 リサイクルセンター整備費 (内解体工事費)	666,850 千円 (税込み) (563,850 千円) (税込み)
事業計画額	666,850 千円 (税込み)

【参考資料様式3】

施設概要（最終処分系）

都道府県名：青森県

(1) 事業主体名	弘前市		
(2) 施設名称	弘前市埋立処分場第2次第2区画		
(3) 工期	平成26年度～平成29年度		
(4) 処分場面積、容積	総面積 138,000 m ² (全体計画)	埋立面積 39,400 m ²	埋立容量 224,000 m ³
(5) 処分開始年度 及び終了年度	埋立開始 平成29年度 埋立終了 平成43年度		
(6) 跡地利用計画	未定		
(7) 地域計画内の役割	焼却灰等の最終処分		
(8) 廃焼却施設解体工事の有無	無		
(9) 事業計画額 最終処分場整備費	1,680,668千円 (税込み)		
事業計画額	1,680,668千円 (税込み)		

【参考資料様式6】

計画支援概要

都道府県名：青森県

24

(1) 事業主体名	弘前地区環境整備事務組合		弘前市		
(2) 事業目的	弘前地区環境整備事務組合ストックヤード整備のため		弘前市埋立処分場第2次第2区画整備のため		
(3) 事業名称	弘前地区環境整備事務組合旧中央清掃工場解体撤去工事設計・ダイオキシン類調査業務	弘前地区環境整備事務組合ストックヤード整備事業に係る基本設計・発注仕様書作成業務	弘前市埋立処分場第2次第2区画整備事業に係る地形測量・地質調査事業	弘前市埋立処分場第2次第2区画整備事業に係る生活環境影響調査事業	弘前市埋立処分場第2次第2区画整備事業に係る実施設計業務
(4) 工期	H24	H24	H24	H24～25	H25
(5) 事業概要	解体撤去工事の設計 ・ダイオキシン類調査	ストックヤード基本設計 ・発注仕様書	最終処分場地形測量 ・地質調査	最終処分場生活環境影響調査	最終処分場実施設計
(9) 事業計画額	8,610千円（税込み）	2,657千円（税込み）	11,700千円（税込み）	56,900千円（税込み）	15,900千円（税込み）